

○近江八幡市子ども・子育て会議の運営等に関する規則

平成25年6月26日

規則第30号

(趣旨)

第1条 この規則は、近江八幡市子ども・子育て会議条例（平成25年近江八幡市条例第27号。以下「条例」という。）の規定に基づき、近江八幡市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）の運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員の構成)

第2条 条例第3条に規定する委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者 3名以内
- (2) 市民の代表 2名以内
- (3) 子どもの保護者の代表 4名以内
- (4) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者 9名以内
- (5) その他市長が必要と認める者 若干名

2 前項第2号の委員については、公募による委員とする。

(専門委員)

第3条 条例第6条に規定する専門委員は、条例第7条に規定する各部会につき概ね5名以内を置くことができる。

2 専門委員は、子育て会議の推薦を受けて、市長が委嘱又は任命する。

(部会)

第4条 部会の会議は、部会長が召集し、その議長となる。

2 部会は、委員及び専門委員の過半数の者の出席がなければ、開くことができない。

3 部会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(市民の意見の反映)

第5条 子育て会議は、調査及び審議を行うに当たっては、市民の意見を聴くよう努めなければならない。

2 前項の意見の聴取の方法については、別に定める。

(その他)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。